

京都市武道センター条例の一部を改正する条例（平成25年3月29日京都市条例第74号）（文化市民局市民スポーツ振興室スポーツ企画担当）

京都市武道センターについて、使用料の適正化を図るため、これを改定するとともに、構内地において業として写真又は動画を撮影する場合（報道の用に供することを目的とする場合を除く。）の使用料を定めることとしました。（使用料の改定については、弓道場、相撲場、第1会議室、第2会議室を除く。）

1 使用料の改定（超過使用料金を除く。）

(1) 主競技場

区 分			改 正 前				改 正 後				
			午 前	午 後	夜 間	全 日	午 前	午 後	夜 間	全 日	
全面使用	アチアスポーツ	入場料を徴しない場合	円 18,000	円 28,000	円 39,000	円 85,000	円 21,000	円 32,000	円 45,000	円 98,000	
		その他の日	14,000	21,000	30,000	65,000	16,000 (4,500)	24,000 (6,000)	35,000 (5,250)	75,000 (15,750)	
	マユース	入場料を徴する場合	62,000	90,000	124,000	276,000	71,000	104,000	143,000	318,000	
		その他の日	48,000	69,000	97,000	214,000	55,000	79,000	112,000	246,000	
	その他	入場料を徴しない場合	休日等	207,000	300,000	415,000	922,000	238,000	345,000	477,000	1,060,000
			その他の日	161,000	230,000	323,000	714,000	185,000	265,000	371,000	821,000
		入場料を徴する場合	休日等	290,000	399,000	581,000	1,270,000	334,000	459,000	668,000	1,461,000
			その他の日	230,000	323,000	452,000	1,005,000	265,000	371,000	520,000	1,156,000
半面使用（1時間につき）	休日等	3,500	3,500	5,000	—	4,000	4,000	5,800	—		
	その他の日	3,000	3,000	4,000	—	3,500 (800)	3,500 (800)	4,600 (800)	—		

(2) 補助競技場

区 分	改 正 前	改 正 後
-----	-------	-------

			午前	午後	夜間	全日	午前	午後	夜間	全日
全面使用	アマチュアスポーツ	休日等	円 5,000	円 7,500	円 10,000	円 22,500	円 5,800	円 8,600	円 12,000	円 26,400
		その他の日	4,000	6,000	8,000	18,000	4,600 (2,400)	6,900 (3,200)	9,200 (2,800)	20,700 (8,400)
	その他 (1時間につき)	休日等	2,500	2,500	3,000	-	2,900	2,900	3,500	-
		その他の日	2,000	2,000	2,500	-	2,300	2,300	2,900	-

(3) 旧武徳殿

区分	改正前				改正後			
	午前	午後	夜間	全日	午前	午後	夜間	全日
休日等	円 5,800	円 8,400	円 11,500	円 25,700	円 6,700	円 9,700	円 13,000	円 29,400
その他の日	4,500	6,500	9,000	20,000	5,200 (2,400)	7,500 (3,200)	10,000 (2,800)	22,700 (8,400)

2 超過使用料金の改定 (1時間につき)

(1) 主競技場 (全面使用)

区分			改正前		改正後	
			午後	夜間	午後	夜間
アマチュアスポーツ	入場を徴しない場合	休日等	円 8,000	円 12,000	円 9,200	円 14,000
		その他の日	6,000	9,000	6,900 (1,500)	10,000 (1,500)
	入場を徴する場合	休日等	26,000	38,000	30,000	44,000
		その他の日	21,000	30,000	24,000	35,000
その他	入場を徴	休日等	90,000	129,000	104,000	148,000

しない場合	その他の日	69,000	100,000	79,000	115,000
	休日等	122,000	181,000	140,000	208,000
入場料を徴収する場合	その他の日	98,000	141,000	113,000	162,000

(2) 補助競技場（全面使用）

区 分	改 正 前		改 正 後	
	午 後	夜 間	午 後	夜 間
休 日 等	円 2,500	円 3,000	円 2,900	円 3,500
そ の 他 の 日	2,000	2,500	2,300 (800)	2,900 (800)

(3) 旧武徳殿

区 分	改 正 前		改 正 後	
	午 後	夜 間	午 後	夜 間
休 日 等	円 2,500	円 3,300	円 2,900	円 3,800
そ の 他 の 日	2,000	2,600	2,300 (800)	3,000 (800)

備考1 「入場料」とは、使用者が、いかなる名義であるかを問わず、入場者から徴収する入場の対価をいう。

2 「休日等」とは、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日をいう。

3 主競技場、補助競技場又は旧武徳殿を休日等以外の日に使用する場合において、競技会、これに付随する講習会その他市長が定める用途以外の用途に供するとき（使用の目的が、入場料を徴収しないで、専らアマチュアスポーツの用途に供するときに限る。）にあつては、（ ）の使用料とする。

3 構内地において業として写真又は動画を撮影する場合（報道の用に供することを目

的とする場合を除く。)の使用料の設定

区 分	単 位	使 用 料
写真を撮影する場合	1 時 間	3, 2 2 0 円
動画を撮影する場合		6, 5 5 0 円

この条例は、平成25年6月1日から施行することとしました。

京都市武道センター条例の一部を改正する条例を公布する。

平成25年3月29日

京都市長 門川大作

京都市条例第74号

京都市武道センター条例の一部を改正する条例

京都市武道センター条例の一部を次のように改正する。

第5条中「を使用しよう」を「の施設又は構内地の使用（構内地の使用にあつては、業として写真又は動画を撮影する場合（報道の用に供することを目的とする場合を除く。）に限る。）をしよう」に改める。

第7条第1項中「使用の」を「センターの施設の使用の」に改め、「（以下「使用者」という。）」を削り、同条第4項中「使用者」を「使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項本文中「前2項」を「前3項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 センターの構内地の使用の許可を受けた者は、次の各号に掲げる区分に応じ、1時間につき、当該各号に掲げる使用料を納入しなければならない。

(1) 写真を撮影する場合 3, 220円

(2) 動画を撮影する場合 6, 550円

第10条第1項中「施設」の右に「又は構内地」を加える。

第12条中「センター」の右に「の施設又は構内地」を加える。

別表第1主競技場の項から旧武徳殿の項までを次のように改める。

主競技場	全面使用	アマチユース スポーツ	入場料を徴収しない 場合	円	円	円	円	円	円	円	円
			入場料を徴収する 場合	円	円	円	円	円	円	円	円
主競技場	その他	入場料を徴収しない 場合	238,000	185,000	345,000	265,000	477,000	371,000	1,060,000	821,000	
		入場料を徴収する 場合	334,000	265,000	459,000	371,000	668,000	520,000	1,461,000	1,156,000	

		半面使用 (1時間につき)	4,000	3,500	4,000	3,500	5,800	4,600		
補助競技場	全面使用	アマチュアスポーツ	5,800	4,600	8,600	6,900	12,000	9,200	26,400	20,700
		その他 (1時間につき)	2,900	2,300	2,900	2,300	3,500	2,900		
	部分使用 (1人につき)		300		300		300			
旧 武 徳 殿			6,700	5,200	9,700	7,500	13,000	10,000	29,400	22,700

別表第1備考7中「つど」を「都度」に改め、同備考7を同備考8とし、同備考6の次に次のように加える。

- 7 主競技場、補助競技場又は旧武徳殿をイ欄の区分に使用する場合において、競技会、これに付随する講習会その他別に定める用途以外の用途に供するとき（入場料を徴収しないで、専らアマチュアスポーツの用途に供するときに限る。）におけるこの表の適用については、同表主競技場の項中「16,000」とあるのは「4,500」と、「24,000」とあるのは「6,000」と、「35,000」とあるのは「5,250」と、「75,000」とあるのは「15,750」と、「3,500」とあるのは「800」と、「4,600」とあるのは「800」と、同表補助競技場の項中「4,600」とあるのは「2,400」と、「6,900」とあるのは「3,200」と、「9,200」とあるのは「2,800」と、「20,700」とあるのは「8,400」と、同表旧武徳殿の項中「5,200」とあるのは「2,400」と、「7,500」とあるのは「3,200」と、「10,000」とあるのは「2,800」と、「22,700」とあるのは「8,400」とする。

別表第2主競技場（全面使用）の項から旧武徳殿の項までを次のように改める。

主 競 技 場 (全 面 使 用)	アマチュアスポーツ	入場料を徴収しない場合	円	円	円	円
		入場料を徴収する場合	9,200	6,900	14,000	10,000
	その他	入場料を徴収しない場合	30,000	24,000	44,000	35,000
		入場料を徴収する場合	104,000	79,000	148,000	115,000
補助競技場（全面使用）		140,000	113,000	208,000	162,000	
旧 武 徳 殿		2,900	2,300	3,500	2,900	
旧 武 徳 殿		2,900	2,300	3,800	3,000	

別表第2備考に次のように加える。

6 主競技場、補助競技場又は旧武徳殿をイ欄の区分に使用する場合において、競技会、これに付随する講習会その他別に定める用途以外の用途に供するとき（入場料を徴収しないで、専らアマチュアスポーツの用途に供するときに限る。）におけるこの表の適用については、同表主競技場（全面使用）の項中「6,900」とあるのは「1,500」と、「10,000」とあるのは「1,500」と、同表補助競技場（全面使用）の項中「2,300」とあるのは「800」と、「2,900」とあるのは「800」と、同表旧武徳殿の項中「2,300」とあるのは「800」と、「3,000」とあるのは「800」とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成25年6月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

2 使用料の徴収その他これを徴収するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

（適用区分）

3 この条例による改正後の京都市武道センター条例の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

（文化市民局市民スポーツ振興室スポーツ企画担当）